西和賀町公用車売却に係る入札説明書
（一般競争入札）

令和８年度

西和賀町総務課管財担当

入札から車両引渡しまでの流れ

①　車両確認

【日時】

令和８年11月４日（水）から令和７年11月13日（金）

午前９時から午後４時まで

※前日までに総務課管財担当へ連絡を取ること。当日の連絡の場合は対応できない場合があります。

※土日・祝日を除く。

【場所】

売却車両の詳細のとおり

②　入札

令和８年11月13日（金）正午までに必要書類を総務課管財担当まで持参または郵送すること。なお、郵送の場合は令和８年11月13日（金）必着のこと。

③　開札

入札期間終了後、直ちに行います。

④　落札

落札者の方にのみ手続き等の説明を行います。

⑤　売却代金の納入

令和８年11月20日（金）までに売却代金を納入してください。

⑥　車両等の引渡し

令和８年12月４日（金）を期限とします。

※現状渡しになります。落札者の責任において車両を搬出してください。

⑦　名義変更等の手続き

車両引渡し後、12月18日（金）までに落札者の負担で名義変更の手続きを行ってください。

※変更後の車検証の写しを提出してください。

西和賀町では、公用車（以下「売払物品」という。）を一般競争入札により売却します。

【入札の概要】

１　入札車両
　売却車両の詳細のとおり

２　入札の方法
（１）　一般競争入札により、西和賀町が定める予定価格以上の金額で、最高の価格を入札した方と売買契約を締結します。
（２）　最高の価格を入札した方が２人以上の場合は、くじによって落札者を決定します。

３　入札の参加資格及び条件
（１）　個人の場合…18歳以上であれば、町内外を問いません。
　その他…車両を取りに来ることができる者。
（２）　次の事項に該当する場合は、入札に参加することはできません。
　①　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当する者
　ア　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
　イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
　ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者
　・指定暴力団員
　・指定暴力団員と生計を一にする配偶者
　・指定暴力団員がその役員となっている法人その他の団体
　・指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
　②　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定（下記ア～キ）に該当すると認められるものにあっては、その事実があった後３年を経過していない者。
　ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
　イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
　ウ　落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
　エ　契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の確認をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を

妨げた者
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
キ　一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
③　未成年者
④　落札後、期日までに落札者本人の負担で所定の手続きが完了できない者
⑤　当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する本町の職員

4　売払物品の確認
（1）　日時　令和８年11月４日（水）から令和７年11月13日（金）
午前９時から午後４時まで
※事前に総務課管財担当へ連絡すること。当日の連絡の場合は対応できない場合があります。(0197-82-3281)
※ただし、土日・祝日を除く。
（2）　場所　売却車両の詳細（別紙１）のとおり

5　入札
（1）　日時　令和８年11月13日（金）正午までに必要な書類を総務課管財担当へ持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は令和７年11月13日（金）必着のこと。
（2）　提出場所　〒029-5512
岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71
総務課管財担当　宛
（3）　提出書類
①入札書（指定様式を使用してください）
②本人を確認できる書類
個人の場合…運転免許証の写し又は保険証の写し等
法人の場合…法人登記簿謄本（コピー可）
※必ず封筒に封印をして提出書類を提出すること
※入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含んだ金額を記載してください。

6　開札
開札は入札期間終了後直ちに開札し、開札した結果、落札者があるときは落札者にのみお知らせします。

7　入札書の無効
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効にします。

① 町指定様式以外の入札書
② 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
③ 同一人物が入札した２通以上の入札書
④ 金額を訂正した入札書
⑤ 記名、押印のない入札書
⑥ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
⑦ 入札に際し不正な行為があると認められる入札書
⑧ 封印した封筒に入っていない入札書
⑨ 前各号に掲げるもののほか、入札説明書記載事項に反して入札した入札書

9 入札保証金及び契約保証金
免除とします。

10 予定価格
入札車両ごとの予定価格を定めています。入札された価格が予定価格以上であり、最高の価格で入札された方を落札者とし、売買契約を締結します。

11 契約締結期限及び売買代金の納入期限
（１） 開札後、落札された方に手続き等の説明を行います。
（２） 車検証と譲渡証明書等をお渡ししますので、すみやかに名義変更の手続きをしてください。
（３） 落札された方に売却代金の納付書を郵送します。売却代金は納付書に記載されている金融機関で納入してください。
（４） 売却代金の納入期限
令和８年11月20日（金）
※売却代金を納入できる金融機関は、次のとおりです。
・北上信用金庫（各支店）
・花巻農業協同組合（各支店）
・岩手銀行（各支店）
・北日本銀行（各支店）

12 車両の引渡しの期限及び場所
（１） 期限 令和８年12月４日（金）
（２） 場所 売却車両の詳細の保管場所
（３） その他
① 入札車両の落札者への引渡し方法は現状渡しとし、隠れた不調や故障等についての責任は一切負いません。また、引渡し後の不調や故障等についての補償も一切行いません。
② 落札した車両はいかなる理由があっても返品・交換はできません。
③ 名義変更手続き（車両登録番号の変更を含む）及び車両の運送等

は落札者が自ら行うこと。

④　入札車両の自治体名などの表示は落札者が責任をもって消し、消去後の写真を提出すること。

⑤　運搬費用、抹消費用、登録費用、その他引渡しに係る経費等は全て落札者負担となります。

13　その他

（１）　入札に参加しようとする方は、この説明書に記載された事項及び入札車両について熟知しておいてください。

（２）　使用する印鑑について

①　印鑑は全て同じ印鑑（認印可、ただし法人を除く。）を使用してください。

②　法人の場合は、社印と代表者印を使用してください。

③　その他、各様式の注意事項を参照してください。

（３）　契約に関する費用は、落札者負担となります。

（４）　すべての提出書類は返還いたしません。

（５）　名義変更は12月18日(金)までに完了し、変更後の車検証の写しを提出すること。

14　問い合わせ先

〒029-5512　岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71
西和賀町役場　総務課管財担当（湯田庁舎２階）
電話　０１９７－８２－３２８１
FAX　０１９７－８２－３１１１